８－３　２－１、２の２－１又は３－１に掲げる航空機であつて８－１の適用を受けようとするものにあつては、８－２の基準に適合しなければならない。 第９章　電気を動力源とする垂直離着陸飛行機及びマルチローター 電気を動力源とする垂直離着陸飛行機及びマルチローターの騒音の基準は、垂直離着陸飛行機又はマルチローターの型式ごとに、当該垂直離着陸飛行機又はマルチローターの設計の特殊性を考慮して国土交通大臣が定める。	８－３　２－１、２の２－１又は３－１に掲げる航空機であつて８－１の適用を受けようとするものにあつては、８－２の基準に適合しなければならない。
附属書第４（第14条関係） 航空機の発動機の排出物（二酸化炭素に限る。）の基準 １　次に掲げる航空機（消防用の航空機、水陸両用航空機その他これらに類する特殊な航空機を除く。）の発動機の排出物（二酸化炭素に限る。以下同じ。）の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。ただし、当該基準に適合させるための改造が困難であるものとして国土交通大臣が認めた発動機を除く。 ａ・ｂ　（略） ｃ　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機（ピストン発動機又はタービン発動機を装備した飛行機に限る。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2020年１月１日以後になされたもの （表　略） ２　次に掲げる航空機（消防用の航空機、水陸両用航空機その他これらに類する特殊な航空機及び１の排出物の基準を適用する航空機を除く。）の発動機の排出物の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。ただし、当該基準に適合させるための改造が困難であるものとして国土交通大臣が認めた発動機を除く。 ａ・ｂ　（略） ｃ　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機（ピストン発動機又はタービン発動機を装備した飛行機に限る。）であつて、その型式の設計について設計の変更等（二酸化炭素の数値を著しく増加させるものに限る。）の申請の受理等が2023年１月１日以後になされたもの ｄ　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機（ピストン発動機又はタービン発動機を装備した飛行機に限る。）であつて、最初の耐空証明等が2028年１月１日以後になされたもの（ｃに掲げる航空機を除く。） （表　略）	附属書第４（第14条関係） 航空機の発動機の排出物（二酸化炭素に限る。）の基準 １　次に掲げる航空機（消防用の航空機、水陸両用航空機その他これらに類する特殊な航空機を除く。）の発動機の排出物（二酸化炭素に限る。以下同じ。）の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。ただし、当該基準に適合させるための改造が困難であるものとして国土交通大臣が認めた発動機を除く。 ａ・ｂ　（略） ｃ　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2020年１月１日以後になされたもの （表　略） ２　次に掲げる航空機（消防用の航空機、水陸両用航空機その他これらに類する特殊な航空機及び１の排出物の基準を適用する航空機を除く。）の発動機の排出物の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。ただし、当該基準に適合させるための改造が困難であるものとして国土交通大臣が認めた発動機を除く。 ａ・ｂ　（略） ｃ　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について設計の変更等（二酸化炭素の数値を著しく増加させるものに限る。）の申請の受理等が2023年１月１日以後になされたもの ｄ　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機であつて、最初の耐空証明等が2028年１月１日以後になされたもの（ｃに掲げる航空機を除く。） （表　略）

附　則

この省令は、令和五年十二月三十一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八一一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年十一月三十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則八一一八一三五

人事院規則八一一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八一一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。